

長野市復幸ハウス設置事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1 この要綱は、市営住宅が整備されていない長沼地区において令和元年東日本台風により被災し甚大な被害を受け、かつ、自力で住まいの再建が困難な低額所得者の住居を確保するため、被災者が復幸ハウスを設置することに対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「復幸ハウス」とは、被災者が住居を確保するために設置するトレーラーハウス（車輪を有する移動が可能な住宅であって、原動機を備えず牽引車により牽引されるものをいう。）等の設置場所以外の場所で生産（基礎、外部配管の施工等の設置場所できなければならないものを除く。）された建築物であって、容易に設置及び撤去することができ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）及び第7条第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けたものである戸建て住宅をいう。

（補助金の交付対象）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、個人であって次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和元年東日本台風により被災し、長沼地区において居住していた家屋が全壊又は大規模半壊若しくは半壊の被害を受けた者であって、現に居住できる住宅を所有していないものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 長沼地区に復幸ハウスを設置し居住する者であること。
- (4) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年（1月1日から5月31日までの間の申請にあっては、前々年）における交付対象者及び同居する者の所得の合計額が200万円以下であること。
- (5) 交付対象者及び同居する者が地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税を滞納していないこと。
- (6) 交付対象者及び同居する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象事業及び補助金額）

第4 補助金の交付の対象となる事業は、復幸ハウスを設置するもの（補助金の交付決定後に設置するものに限る。）とする。

2 補助金の額は、復幸ハウスの輸送費、設置場所への設置に要する材料費及び施工

費、手続費用等の相当額とし、建築物本体の購入に係る費用を除くものとする。ただし、300万円を限度とする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市復幸ハウス設置事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 縮尺200分の1以上の工事場所の配置図
- (3) 縮尺50分の1以上の工事場所の平面図、立面図
- (4) 工事等の見積書の写し
- (5) 罹災証明書
- (6) 所得証明書
- (7) 市税の未納がない証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市復幸ハウス設置事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市復幸ハウス設置事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(補助事業の実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市復幸ハウス設置事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事写真
- (2) 確認済証及び検査済証の写し
- (3) 工事等の契約書の写し
- (4) 工事等の領収書及び内訳書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から14日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市復幸ハウス設置事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(文書の様式)

第9 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。